

## IV サブWG検討結果3： 出港前報告制度に係る関連業務の見直し

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



# 出港前サブWGにおける主要検討事項（１）

出港前サブWGにおいては、2015年1月より以下の事項についてサブWGを6回開催し検討を行った。

No.	検討事項	現行仕様 / 問題点	検討結果
	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR - DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFRにおける必須項目がAMRにて未登録の場合は、DMF前までにCMRによって訂正登録しておく必要がある。
	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。	MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	<p>トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。</p> <p>欧州 釜山（トランシップ） 日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。</p>	<p>本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。</p> <p>なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。</p> <p>AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。</p> <p>例えば、欧州 釜山（トランシップ） 日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。</p>
	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD後、DMF前までのCMR（CHR）等を可能とする。 なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMR（CHR）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（現行通り）。

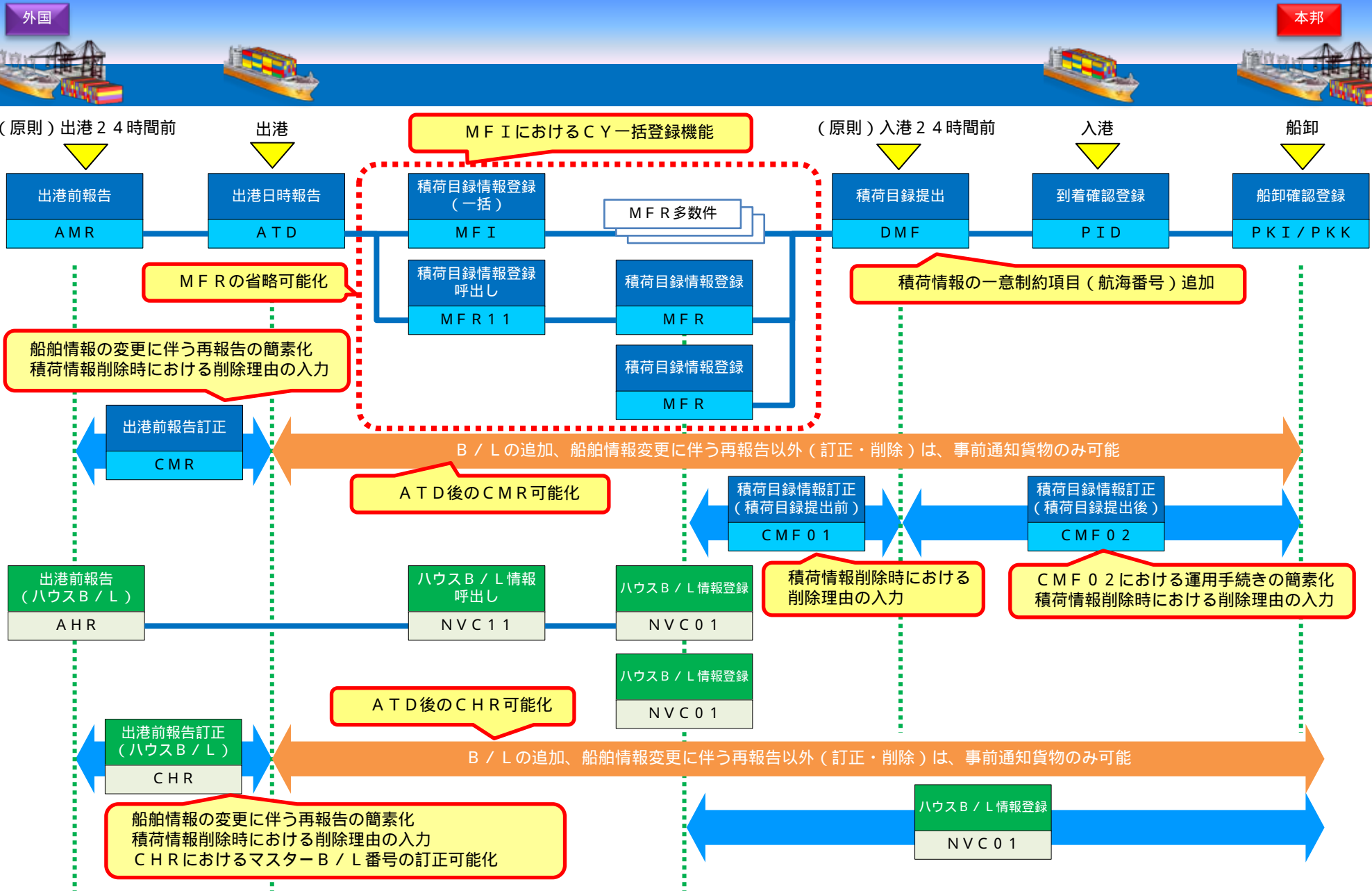
# 出港前サブWGにおける主要検討事項（2）

No.	検討事項	現行仕様 / 問題点	検討結果
	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。 なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。 また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、CHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに前出報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	IMIに新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。  既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
	マッチング判定結果の通知の改善	【プログラム変更要望】 マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。	<船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位で出力する。

# 出港前サブWGにおける主要検討事項（3）

No.	検討事項	現行仕様 / 問題点	検討結果
	積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加	<p>【プログラム変更要望】</p> <p>MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。</p>	<p>積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。</p> <p>（*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。</p> <p>また、あわせて下記の仕様変更を行う。</p> <p>MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。</p> <p>CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。</p> <p>IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。</p>
	B/Lセパレート等発生時における機能改善	<p>セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</p> <p>セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。</p>	<p>出港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）にて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。</p> <p>入港前報告においては、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLLにて予め登録したうえで、セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。</p>
	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

# 1. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ~ 現行フローと次期の変更点 ~



# 1. 出港前報告制度にかかると業務フローの簡素化 ~ 次期船会社フロー (案) ~

外国

本邦

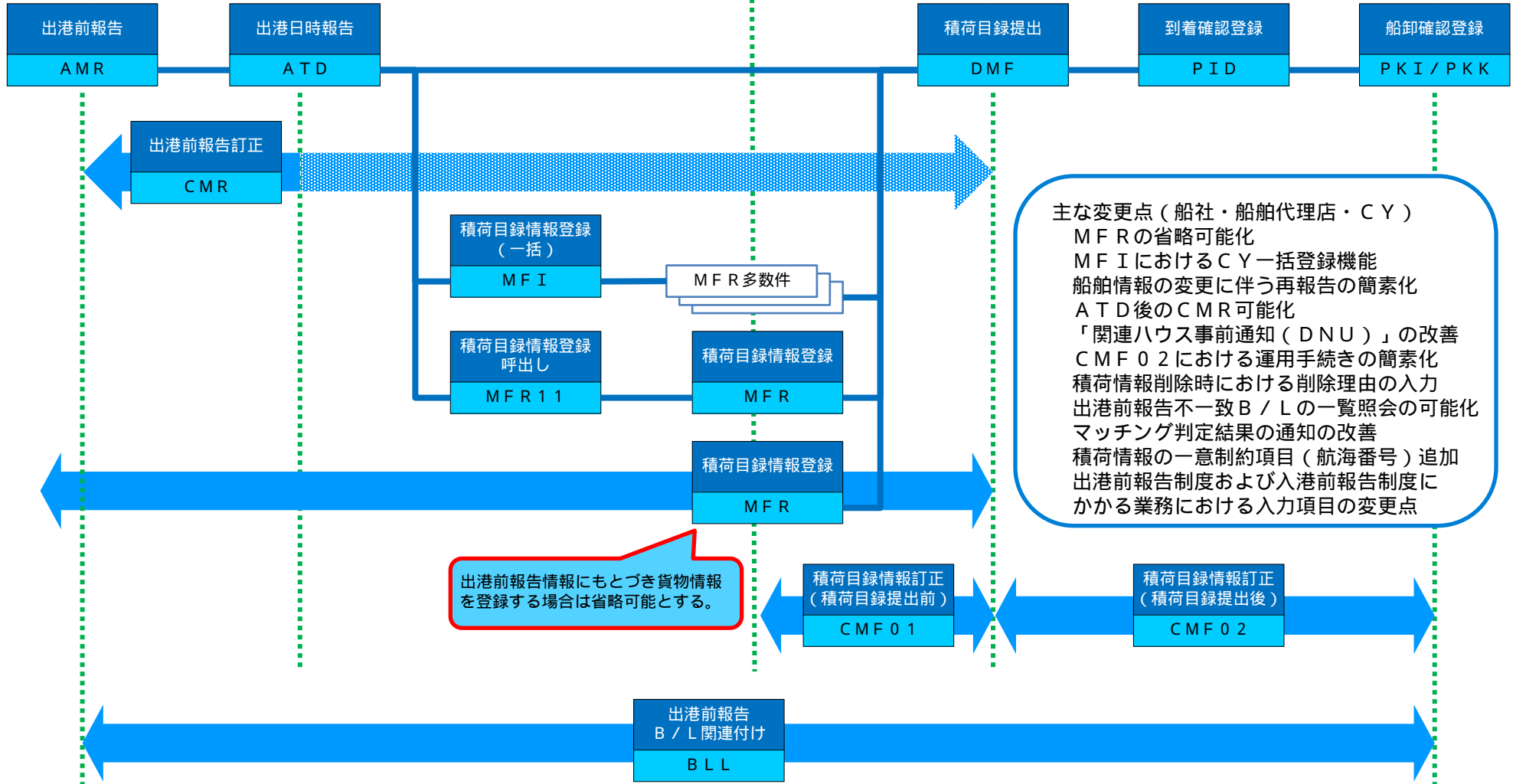
(原則) 出港 2 4 時間前

出港

(原則) 入港 2 4 時間前

入港

船卸



# 1. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ~ 次期NVOCCフロー(案) ~

外国

本邦

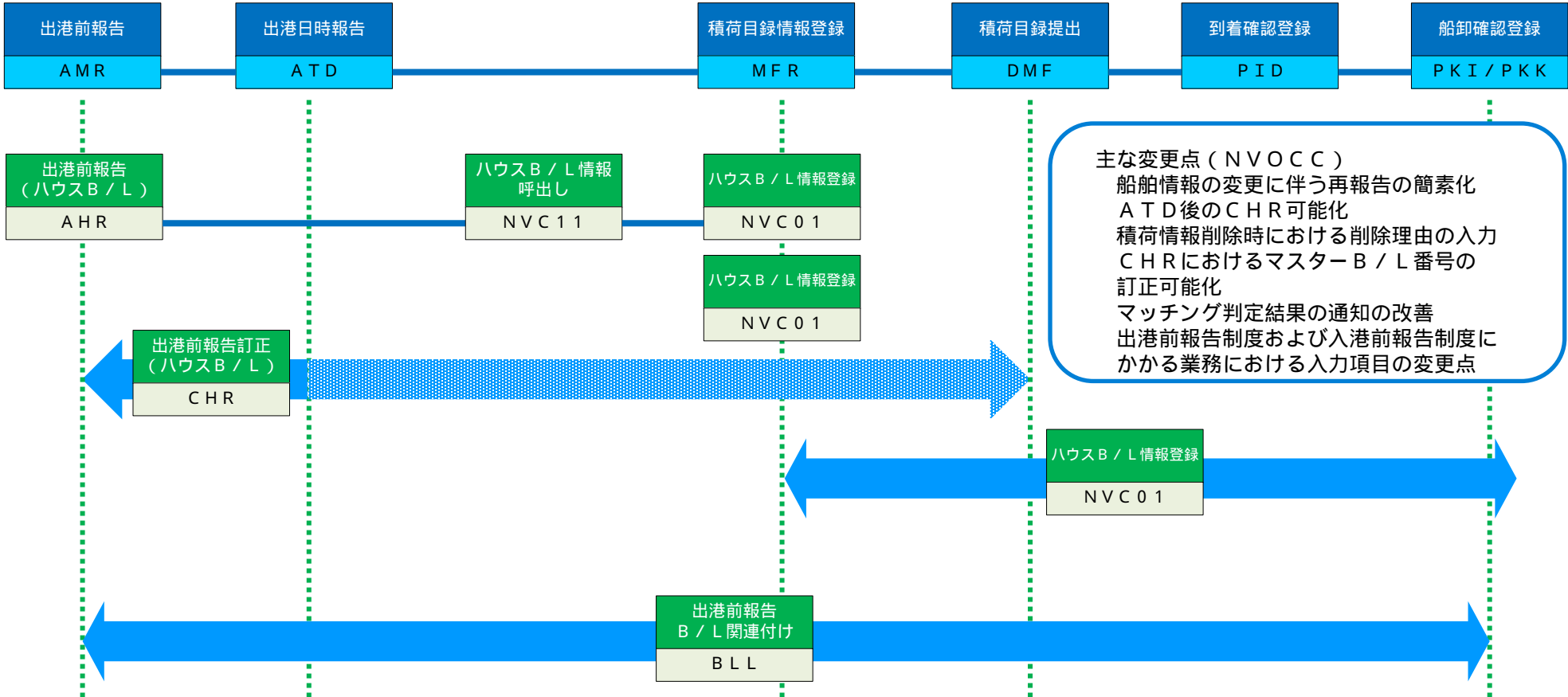
(原則) 出港 2 4 時間前

出港

(原則) 入港 2 4 時間前

入港

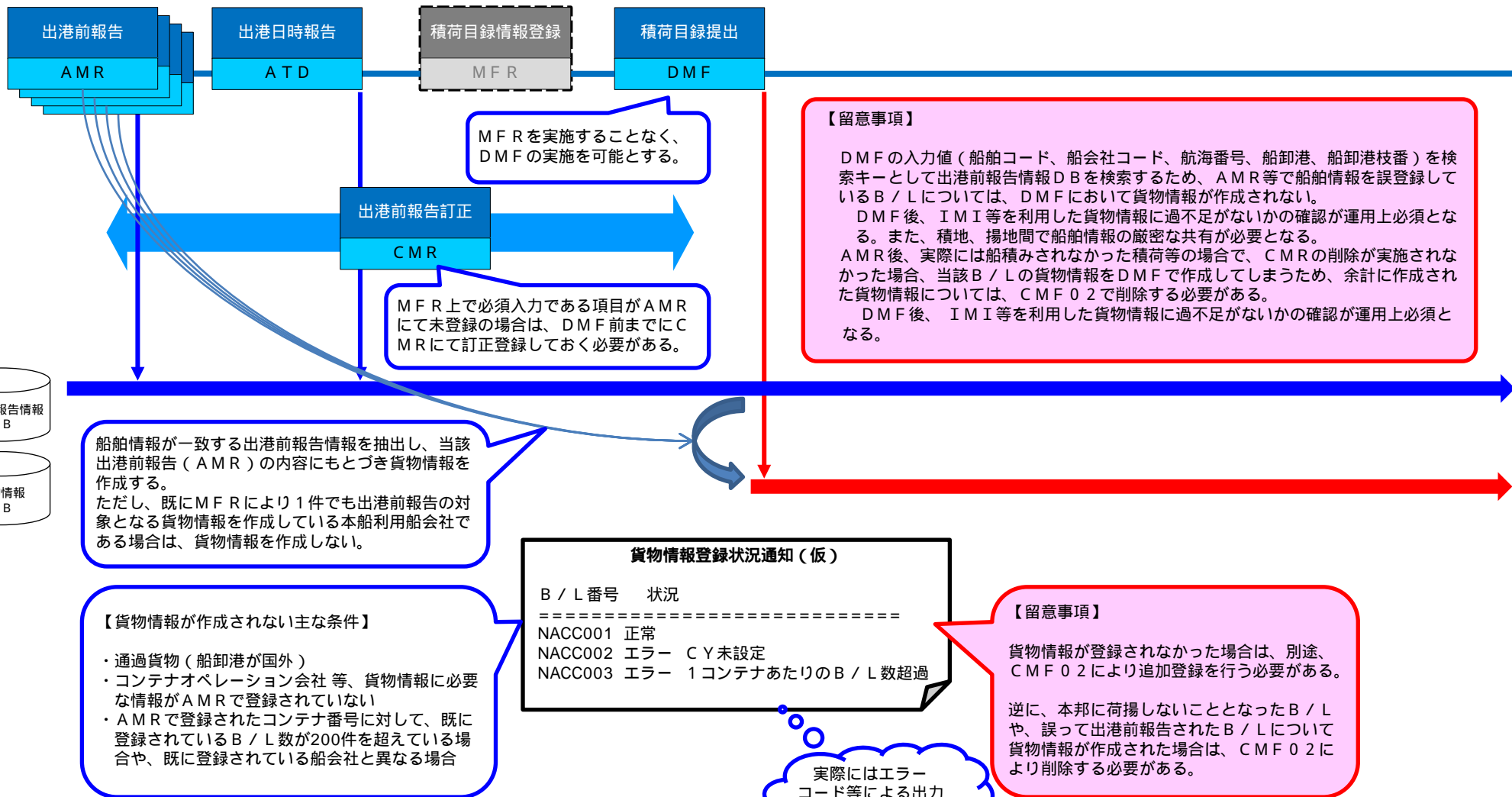
船卸



## DMFの変更点

入力された船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船卸港、船卸港枝番）と一致する出港前報告情報を抽出し、当該出港前報告の登録内容にもとづき貨物情報を作成する。ただし、既にMFRにより1件でも出港前報告の対象となる貨物情報を作成している本船利用船会社である場合は、貨物情報を作成しない。

の貨物情報の作成は多数件処理で行い、当該処理結果は、一覧形式でDMF実施者宛てに帳票出力する。





## 背景

海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるM F I が実施できない（エラーとなる）。

## 検討内容

M F I にコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更することを検討する。

## 留意事項

M F I の単位でコンテナオペレーション会社が登録できない場合（同一港で複数のC Y に船卸しする場合は、あらかじめ個別にC M R による訂正を行う必要がある。

コンテナオペレーション会社以外に、コンテナにかかる「荷渡形態コード」、「バンニング形態コード」、「コンテナ条約適用識別」が未登録である場合もM F I ではエラーとなるため、あらかじめ個別にC M R による訂正を行う必要がある。

## 背景

## (1) 船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

## 検討内容

## (1) 船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする(下図)。

なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

001	NACC100	002	NACC200
003	NACC300	004	NACC400
005	NACC500	006	
007		008	
009		010	
011		012	
013		014	
015		016	
017		018	
019		020	
021		022	
023		024	

## 【留意事項】

コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するATDも必要とする。

変更前の船舶にかかるB/L\*に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。

\* B/L番号(最大100欄)が入力された場合は、入力されたB/Lのみを対象とする。

なお、当該B/Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする(再報告扱いとする)。

また、訂正後の船舶情報に対してATDが行われている場合は、出港前報告不一致判定(出港前報告期限超過)を行い、その結果を登録する。

## 背景

## (2) ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例) 欧州 釜山(トランシップ) 日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告(トランシップ登録)を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社 NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報(トランシップ情報、航海番号等)の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

## 検討内容

## (2) ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

AHR(CHR)の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR(CHR)に入力項目の追加を行う。

なお、例えば、欧州 釜山(トランシップ) 日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

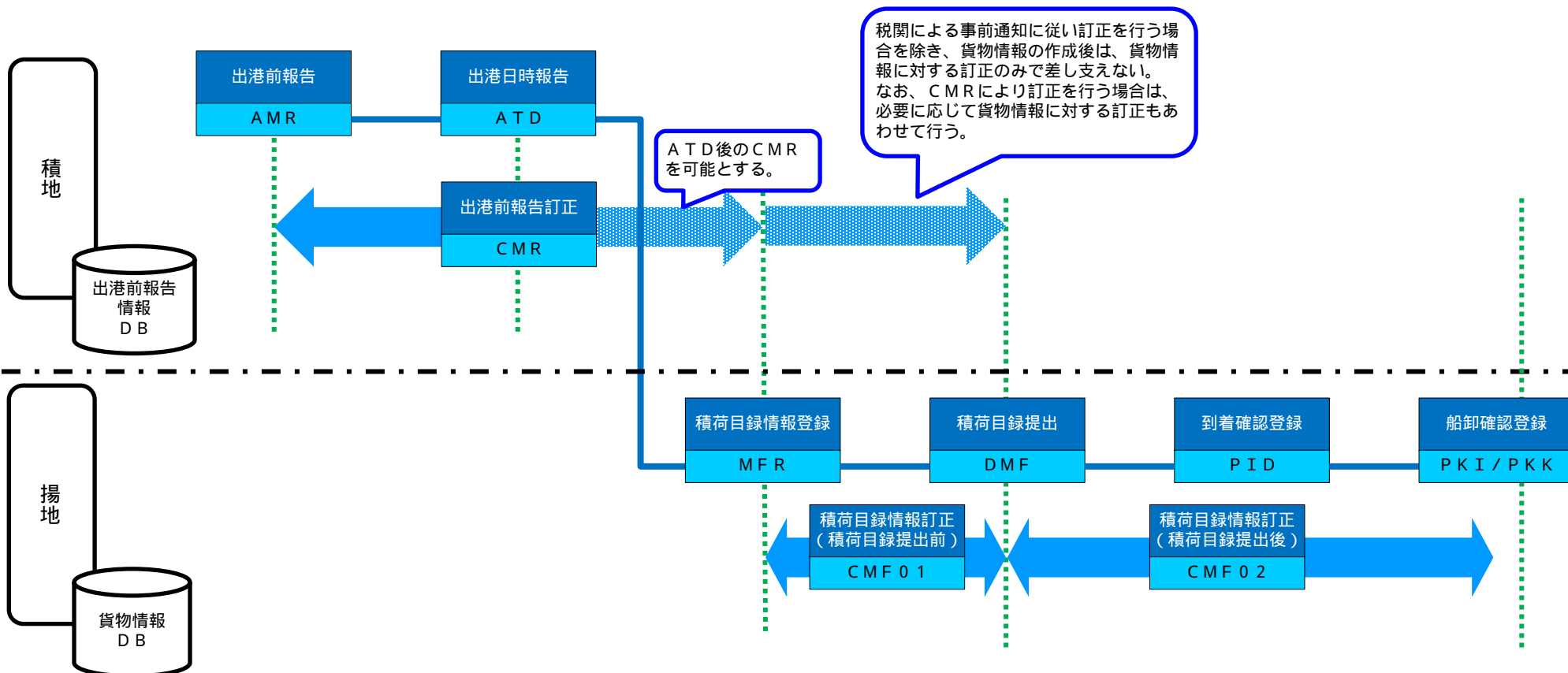
トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。

共通部		繰返部	
船舶*	NACMARU	船舶国籍	JP
航海番号*	001	船会社*	NACC
		船積港*	DEHAM
		船舶情報変更予定有	Y
マスターB/L番号*	MMMM000	ハウスB/L報告完了	<input type="checkbox"/>
ハウスB/L番号	HHHH000		
出港日時	2017/10/01 - 15:00	グリニッジ標準時差分	+0900
通知先	1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/>	緩和措置対象地域	<input type="checkbox"/>
船卸港	JPTYO	入港予定日	2017/11/10
仕出港	DEHAM		



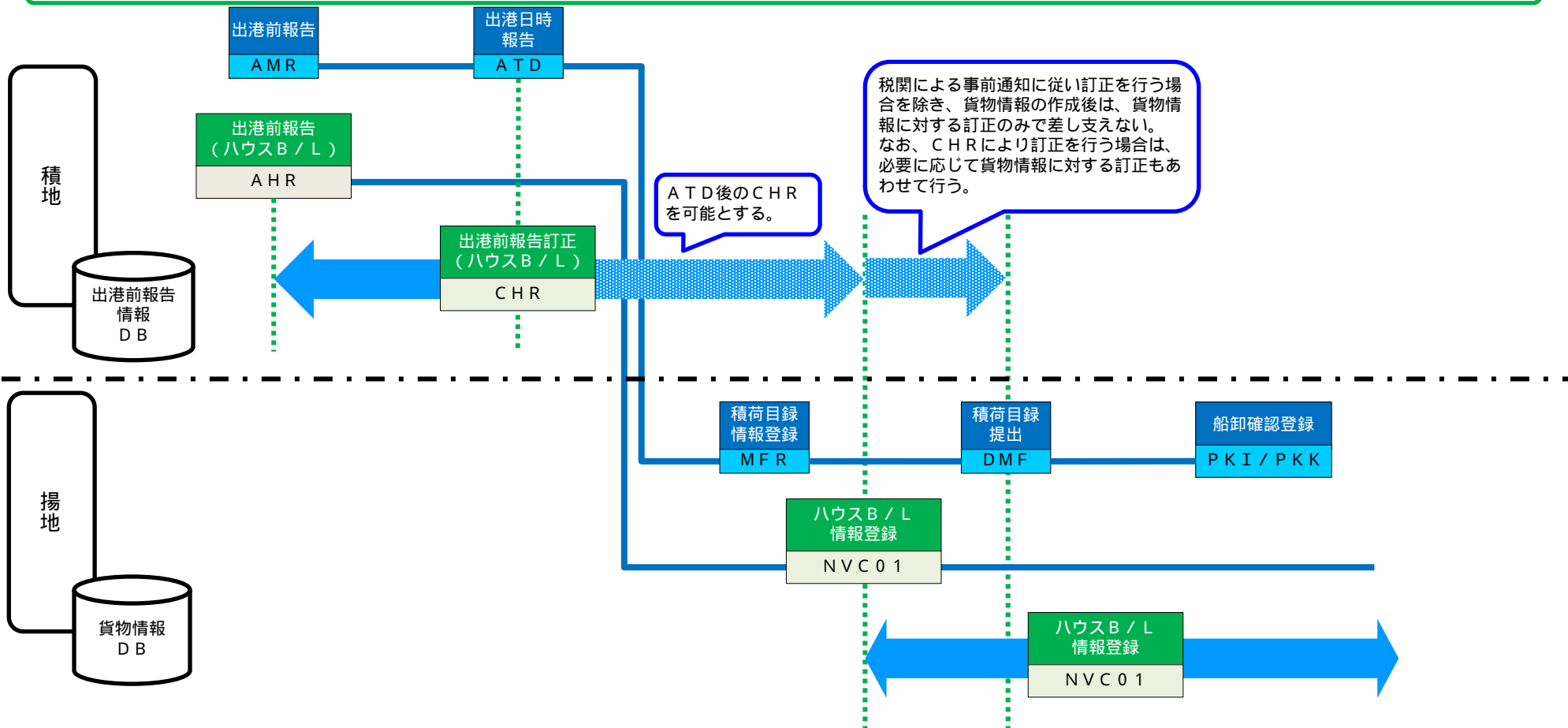
### CMRの変更点

ATD後、DMF前までのCMRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCMRを行う場合を除き、入港前報告後（DMF後）は、貨物情報に対する訂正（CMF02）のみで差し支えない（現行通り）。



CHRの変更点

ATD後、DMF前までのCHRを可能とする。なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCHRを可能とする。ただし、税関による事前通知に従いCHRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（現行通り）。なお、税関による事前通知に従いCHRを行う場合を除き、NVC01による貨物情報の作成後は、貨物情報に対する訂正（NVC01）のみで差し支えない（現行通り）。



## 背景

船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。

<（参考）「関連ハウス事前通知（DNU）」の出力条件>

- ・関連するハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、DMFが行われた場合、DMF実施者、および、AMR実施者に出力する。
- ・AMRに先行してAHRが行われている場合で、当該ハウスB/Lの事前通知が解除されないまま、AMRが行われた場合、AMR実施者に出力する。

## 検討内容

「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を記載した通知に変更する。

新規帳票レイアウトでマスターB/L単位にリスト出力する

Advance Notice of Risk Assessment Result  
FOR THE RELEVANT HOUSE B/L HAS BEEN GIVEN  
Master B/L Number MMMM0000

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

ハウスB/L毎の通知内容

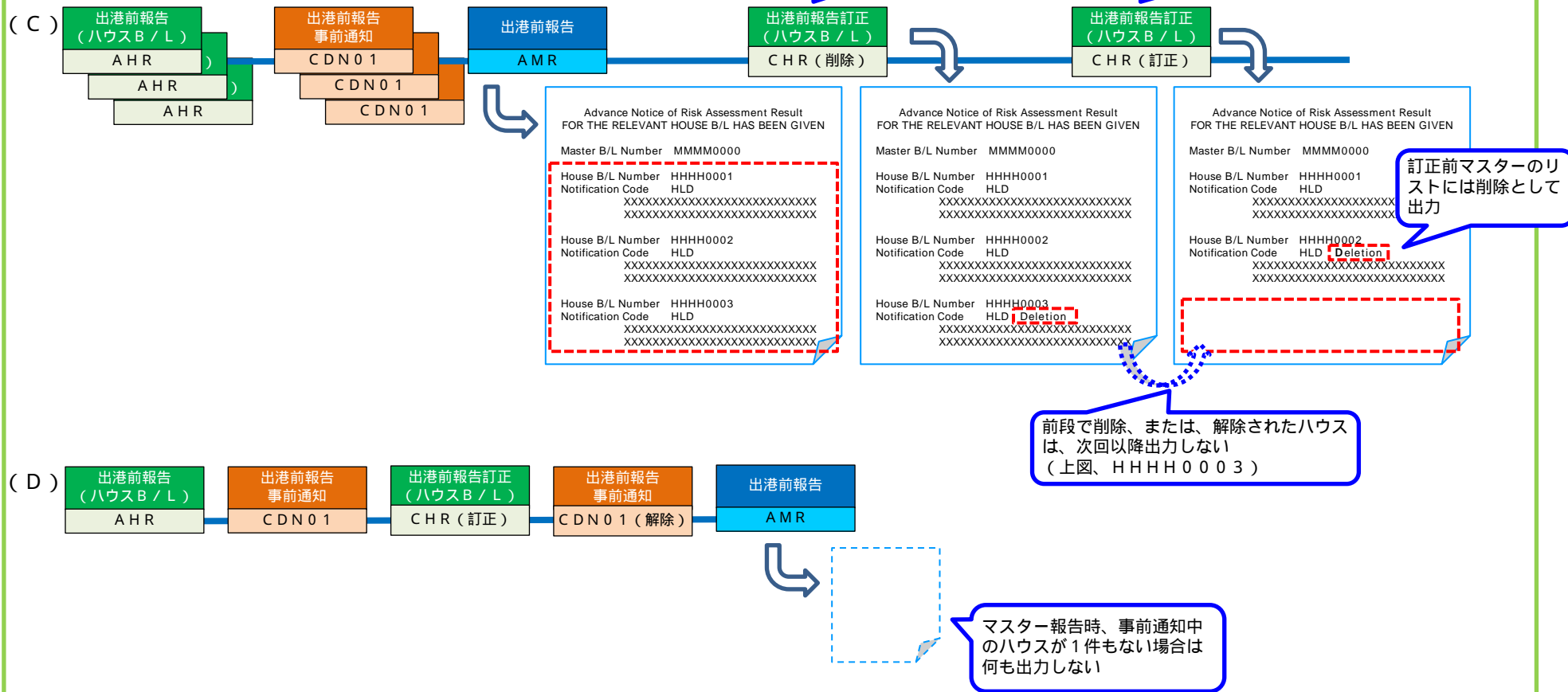






検討内容

業務フローと照らし合わせた出力イメージ。



留意事項

関連ハウスにかかる事前通知とそれ以外の事前通知で出力情報が異なるため、現行において事前通知情報を自社システム等に取り込んでいる利用者、SPがある場合は、影響を確認していただく必要がある。

## 背景

CMF 0 2 は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

## 検討内容

( 1 ) 下記のとおり訂正等の理由を付すことで、税関への訂正等理由の申出をNACCSで行うことを可能とする。

入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。

- ・ 「 1 : 訂正（数量の変更）」
- ・ 「 2 : 訂正・追加（運送契約等の変更）」
- ・ 「 3 : 訂正・追加（荷繰り等の変更）」
- ・ 「 4 : 訂正・追加（B / L 番号の変更）」
- ・ 「 5 : 訂正・追加（報告内容の誤り）」
- ・ 「 6 : 訂正・追加（その他）」 “その他” の場合は、「訂正等理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

( 2 ) ( 1 ) で付される訂正等理由に加え、訂正の場合には、訂正箇所、訂正前後の内容を記した新規帳票を税関（監視担当部門）宛に通知する。

## 背景

CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。  
また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口に削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。

## 検討内容

入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。

- ・ 「 1 : 削除（積載取止）」
- ・ 「 2 : 削除（荷揚取止）」 CMF01、CMF02の場合のみ
- ・ 「 3 : 削除（B/L番号変更）」
- ・ 「 4 : 削除（誤登録）」
- ・ 「 5 : 削除（その他）」 “その他”の場合は、「削除理由」欄への理由（英字）の入力を必須とする。

## 背景

現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。

## 検討内容

CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。

処理区分*	5	(2:追加 5:訂正 1:削除)			
船舶*	NACCMARU	-		船舶国籍	JP
航海番号*	001	船会社*	NACC	船積港*	CNSHA - <input type="checkbox"/>
マスターB/L番号*	MMMM001			ハウスB/L報告完了	<input type="checkbox"/>
ハウスB/L番号	HHHH001				
出港日時	2017/10/01	-	10:00	グリニッジ標準時差	+0000 経緯標記対象地域 <input type="checkbox"/>

## 背景

入港前報告（DMF）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。

（参考）IMIの実施可能者：船会社、船舶代理店、CY

## 検討内容

IMIに新規の照会種別「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。  
既存照会種別「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

照会区分	照会名称	概要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B/L件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY単位の船卸状況、B/L件数及びコンテナ本数等も照会する。
B	<b>B/L番号一覧照会</b>	<b>当該本船に係るB/L番号の一覧を照会する。</b>
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸されていないコンテナ番号の一覧を照会する。
F	B/L照会	指定されたB/L番号に対する積荷目録情報を照会する。
G	B/L主要項目一覧照会	当該本船に係るB/L番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。
K	B/L番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚であるB/L番号の一覧を照会する。
T	B/L番号一覧（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済のB/L番号の一覧を照会する。
R	B/L番号一覧（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されているB/L番号の一覧を照会する。
S	<b>B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会</b>	<b>当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されているB/L番号の一覧を照会する。</b>

照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。

新規種別の追加

## 検討内容

新規照会種別「S : B / L 番号一覧 (出港前報告不一致) 照会」の照会画面イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報 (B / L 番号一覧 (出港前報告不一致))

ファイル(E) 表示(V)

照会区分  船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 入港年月日 1234/56/78

1 / 4

B / L 番号	出港前 報告未済	出港日時 報告未済
001 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
002 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
003 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
004 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
005 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
006 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
007 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
008 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
009 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X
010 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X

出港前報告未済、出港日時報告未済  
が設定されている B / L のみを一覧  
で照会可能。

## 検討内容

既存照会種別「B : B / L 番号一覧照会」の変更イメージ

IMI 積荷目録状況照会情報 (B / L 番号一覧)

ファイル(E) 表示(V)

照会区分  船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船卸港 XXXXE - X 船会社 XXXE 積荷目録情報登録者 XXXXE 航海番号 XXXXXXXXE

入港年月日 1234/56/78 積荷目録提出済  B / L 件数 1234

B / L 番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ 本数	申告状況	出港前報 告未済	出港日時 報告未済
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X
XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXE	XXE	X	123	X	X	X

欄部情報をグリッド表示に変更。  
エクセル等への表貼り付けが可能。

不一致ステータスの  
項目を追加。

IMIは1画面に最大50 B / L  
出力する。50 B / L を超過す  
る場合は継続照会となる。

## 留意事項

IMIの抽出対象は貨物情報であるため、AMR済MFR未済のB / L番号は出力しない。



## 背景

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

## &lt;船会社への通知&gt;

マスターB/Lの報告後にハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報(SAS135)」をマスターの報告者へ出力するが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報(SAS135)」の出力契機がない。

## &lt;NVOCCへの通知&gt;

マスターB/Lの報告後にハウスB/Lの報告がされた場合は、AHRまたはCHRの処理結果通知においてマスターB/Lの報告有無を判断できるが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告がされた場合は、マスターB/Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

## 検討内容

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

## &lt;船会社への通知&gt;

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB/Lの報告(AMRまたはCMR(追加))において「ハウスB/L報告完了通知情報(SAS135)」をマスターB/Lの報告者へ出力する。

## &lt;NVOCCへの通知&gt;

ハウスB/L報告完了の旨が登録(AHRまたはCHR)された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報(SASXXX)」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

ハウスB/L報告完了後にハウスB/Lが追加、訂正、削除(CHR)された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報(SASXXX)」をCHRの入力者へマスターB/L番号単位に出力する。

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB/Lの報告(AMRまたはCMR(追加))において、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報(SASXXX)」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

ハウスB/L報告完了の旨が登録されたマスターB/Lが削除(CMR(削除))された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報(SASXXX)」を関連するハウスの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

帳票イメージは次スライド参照。

## 留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB/L番号を誤入力した場合は、「マスターB/L報告状況通知情報(SASXXX)」が受信できないことをもってマスターB/L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE      マスターB/L識別 X  
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE  
 航海番号 XXXXXXXXE      船会社 XXXE      船積港 XXXXE - X  
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm      削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウスB/L番号

01 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	02 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	04 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	06 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	08 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	10 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	12 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	14 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	16 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	18 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
19 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	20 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
21 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	22 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

CMR (削除) の場合は、削除日時を出力する。

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

## 背景

MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1~9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

## 検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要\*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。  
 (\* ) 同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

- MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。
- CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する（右図参照）。
- PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。

IMIの照会種別「A：概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のB/L件数等を出力している。共同運航可能な船会社は20社であるため、現行は20欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報を出力するケースが発生する。そのため、当該照会種別の画面は、20欄 60欄程度（20船会社×最新の3航海情報）に増加することを検討する。

船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号
01 AAAA	001A	02 BBBB	002B	03 CCCC	003C	04	
05		06		07		08	
09		10		11		12	
13		14		15		16	
17		18		19		20	

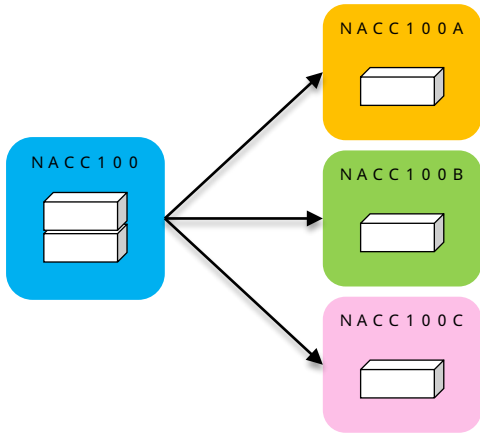
## 留意事項

上述の IMIについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

～ B / Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容～

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB / L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	セパレート等前のB / Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB / Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</u>	<u>セパレート等前後のB / L番号の関連性をB L L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u>  セパレート等後のB / Lについて出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	予めセパレート等前後のB / L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告期限超過による不一致としない。</u> ただし、セパレート等前のB / Lが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB / L番号について入港前報告（MFR、CMF02）を行う。	セパレート等前のB / Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB / L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、 <u>出港前報告未済による不一致となってしまう。</u>  また、結果的に税関による <u>SPD通知を受ける</u> ケースがある。	<u>セパレート等前後のB / L番号の関連性をB L L（新設業務）にて予め登録したうえで、</u>  セパレート等後のB / L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行う。	予めセパレート等前後のB / L番号の関連性が登録されている場合には、 <u>出港前報告未済による不一致としない。</u>

~セパレートによるB / L 番号変更時の入力イメージ~



**BLL 出港前報告 B / L 関連付け**

ファイル(E) 表示(V)

処理区分  (9 : 登録 1 : 取消)

変更種別  変更理由

変更後B / L 番号

NACC100A
NACC100B
NACC100C

変更前B / L 番号

NACC100

<変更種別>  
 1. セパレート  
 2. コンパイン  
 3. スイッチ

<変更理由>  
 1. 運送契約等の変更  
 2. 荷線り等の変更  
 3. 報告内容の誤り  
 4. その他

セパレート等後のB / L 番号  
を入力

セパレート等前の出港前報告  
済B / L 番号を入力

**B L L の実施可能利用者**

対象B / L	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のB / L に登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のB / L に登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	NVOCC	セパレート等前後のB / L の報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

項目	変更内容	対象業務	変更理由
航海番号	任意入力から必須入力へ変更する。	MFR、CMF01、 CMF02	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船卸港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目（必須入力）を追加する。	DMF	上に同じ。
B/L番号 ハウスB/L番号 マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF02	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、 AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
荷送人コード 荷受人コード 着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	桁数を175桁から70桁に変更する。 住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
荷送人住所（連続入力） 荷受人住所（連続入力） 着荷通知先住所（連続入力）	桁数を105桁から175桁に変更する。 電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

項目	変更内容	対象業務	変更理由
品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	6次NACCS要件(1B/Lあたりのコンテナ本数拡大)。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。  Y: トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード(数字1桁) 削除理由(英字210桁)	入力項目を追加する。	CMR、CHR、 CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード(数字1桁) 訂正理由(英字210桁)	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

### 3. プログラム変更要望一覧(1)

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
1	I M I	照会種別「R」(B/L番号一覧(事前通知)照会)はDMF後でなければ照会できない。 MFR後に照会できるようにしてほしい。	貨物情報への事前通知の設定は、積荷目録提出時(=積荷情報の確定時)としていることから、対応しないこととする。 なお、I M Lを利用することでDMF前に事前通知の設定有無は照会可能となっている。	×
2	I M L	B/L件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためAMRの報告漏れが発生した。 I M IのようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記:AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい)	B/L件数を出力する方向で検討する。	
3	A H R	ハウスB/Lを報告してもマスターB/Lとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスターB/Lとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスB/L報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	
4	A H R	AHRの「E」入力による「ハウスB/L完了通知」は、船会社のAMR後でなければ通知されない。 AHRの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	AHRの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知を出力することとする。	
5	不一致判定処理	船舶情報の不一致が多い。特に航海番号はNVOCCが正確に入力するのは非常に難しい。 航海番号の不一致処理は行わないでほしい。	航海番号は不一致処理のキー項目となっていることから、対応しないこととする。	×
6	A H R	船積港枝番の入力誤りが多い。 2回目の入港の枝番が「1」であるため間違いやすい。 1回目の港は「0」か「blank」、2回目は「2」以降入港回数と枝番の数値を合わせてほしい。	すでに船積港枝番の入力方法が定着していることから、対応はしないこととする。	×
7	I A R I M L I R I	マスターB/Lとのマッチング確認のための照会依頼が多い。 SPが照会業務をできるようにしてほしい。	26年6月から「I M L」及び「I R I」業務をSPでも実施可能としている。	×
8	I M L	I M Lの船舶情報不一致の表示を該当のハウスB/Lにも出力して欲しい(マスターB/Lにしか表示されず、どのハウスB/Lと異なっているのかは、I A Rで確認する必要がある、ハウスB/Lが複数ある場合、大変手間が掛っているため)	次期において、訂正等の機能改善を行うことにより、船舶情報不一致の減少が考えられることから、対応は行わないこととする。	×



### 3. プログラム変更要望一覧(2)

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
9	I A R	ハウスB / Lで誤った船会社コードを入力していても、船会社や船舶代理店がハウスB / Lを照会する際に、ハウスB / Lに紐づくマスターB / Lの船会社コードでチェックを行って欲しい。	現行のAMRにおいてもマスターB / Lの先頭4桁と船会社コードの同一性をチェックをしていないことから、対応しないこととする。	×
10	A H R C H R	AHRやCHR業務では、AMRと同じようにマスターB / Lの先頭4桁と船会社コードの同一性をチェックして欲しい。(当該要望が対応できれば、項番9は不要)		
11	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国Feeder船会社積トランシップ貨物のMFR / DMF登録を各地方港に委託する案件増加のため、VCAの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港(現在コード集に掲載されている港(開港)の数が136港)登録可能としてほしい。	200港まで登録可能とする。	
12	D M F	DMFは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする(MFR等における航海番号の入力を必須化し、DMFの入力項目に航海番号を追加する)。	
13	コール サイン	コールサインを変更した場合、後続業務の関係でしばらくの間旧コールサインをシステム上残しているためコード表にも同一本船のコードが二重に掲載されている。コード表上新しいコードが分かるようにしてほしい。	コード表に「登録日」等を追加した場合、最新の登録日であったとしてもその船舶が最新であるかの判断ができない為、対応しないこととする。	×
14	A H R	「出港前報告訂正(ハウスB / L)(CHR)」業務にて不一致が解消した場合に、「出港前報告(AMR)」業務及び「出港前報告訂正(CMR)」業務で「2:追加」を実施した船社に、不一致解消を知らせる帳票を配信してほしい。 「出港前報告(ハウスB / L)(AHR)」業務、CHR業務で「2:追加」実施時にAMR等との不一致情報を実施NVOCCに対しても出力してほしい。	船会社からの要望がないことから、対応しないこととする。 AHR、CHRの処理結果通知においてマッチング判定結果の出力を行っていることから、対応しないこととする。	×
15	N V C 0 1	混載子B / L番号などの明細について欄数(繰返し)を増やす。 (現行20欄では1親B / Lに対して子B / Lが1件のNVC業務で入力できない場合があるので50欄程度の増やしてもらいたい)	システム負荷がかかるほか、自社システム利用者への影響も考えられるため、対応しないこととする。	×
16	I A R	出港前報告情報は報告者及び通知先の船会社、船舶代理店、NVOCCのみしか照会できないが、非常に有用な情報であることから、通関業者や荷主等についても開示していただきたい。	出港前報告情報は、出港前報告制度に基づきNACCSに登録している情報であることから、船会社として出港前情報を関係者以外に開示する事はできないとの意見があるため、照会可能者の拡大は実施しないこととする。	×